

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月9日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者

総括理事 森田 健児

記

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名 令和6年度文房具等の購入
- (2) 入札内容 仕様書のとおり（入札説明書に付属）

2 契約期間等

- (1) 契約期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (2) 納入場所
独立行政法人農畜産業振興機構 経理部経理課
(東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル)
- (3) 入札条件
予定数量に対する各文房具等の単価及び金額を明記した入札明細書を入札書に添付すること。

3 競争に参加する者に必要な資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」(平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4) 第6条及び第7条に該当しない者であること。

※「競争参加資格審査等事務取扱要領」(抜粋)

(有資格者とししない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第32条第1項各号に該当する者を有資格者とししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者

(8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者

(9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準(平成23年8月25日付け23農畜機第2236号)の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

- (2) 入札時において、令和4～6年度の全省庁統一資格における「物品の販売」または独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における業種区分「物品の購入」に登録されている者であること。
- (3) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(4) その他仕様書に定める要件を満たす者であること。

4 問い合わせ先

東京都港区麻布台二丁目2番1号（麻布台ビル南館3階）

独立行政法人農畜産業振興機構 経理部経理課 中島

電話：03（3583）9299

FAX：03（3582）3397

E-mail：nakajimas（アットマーク）alic.go.jp

※アットマークは「@」に置き換える。

5 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 期間：入札公告を公告した日から令和6年3月14日（木）12時まで
（ただし、12時から13時、土日祝日を除く10時から17時までとする。）

(2) 場所：上記4に同じ

(3) 交付方法：入札説明書の交付を希望する者は、4の問い合わせ先にメールにより連絡すること。入札説明書を原則メールで送付するが、郵送での資料交付を希望する場合、「郵送希望」と明示すること。なお、対面による資料交付は行わないものとする。

(4) 質問及び回答：入札説明書に関する質問がある場合には、次により提出すること。

①受付期間：入札公告を公告した日から令和6年3月14日（木）12時まで（ただし、12時から13時、土日祝日を除く10時から17時までとする。）

②提出場所：独立行政法人農畜産業振興機構経理部経理課

③提出方法：4の問い合わせ先に郵送又はE-mail

6 入札説明会

本入札に係る説明会は実施しない。

7 入札及び開札

- (1) 日時 令和6年3月15日(金) 13時00分～13時30分
- (2) 場所 独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室
- (3) 入札書の提出は、持参の他、郵便又は信書便(以下、「郵便等」という。)とし、郵送等するにあたっては、4の担当者宛てに必ず事前の電話連絡し、書留など引き受け日及び配達日が郵便等を取り扱う事業者において記録される方法により、令和6年3月14日(木) 12時までに郵送等すること(提出期限必着)。

※1 入札書を封かんした封印用封筒のうち、初度入札の入札書在中の封筒には「1回目」と、再度入札以降の入札書在中の封筒には「2回目」、「3回目」と記載して、それらをまとめ、別の封筒に封入すること。

※2 入札の公平性、透明性を確保するため、入札書は密封の上、4の担当者あてに提出すること。

8 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札又は契約の締結を行うこととする。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高または事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供する情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

契約事務責任者が当該契約の履行が可能であると判断した者であって、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-2）第13条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

(6) 契約書作成の要否

契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。